

大分県報

平成三十年
号外 (五四)
五月二十五日

(金曜日)

目次

告示

区画漁業の免許の内容たるべき事項等……………一
定置漁業の免許の内容たるべき事項等……………六五

○告示

大分県告示第三百五十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定めた。

平成三十年五月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 漁場計画番号
別表のとおり
 - 二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類及び名称
別表のとおり
 - 2 漁業の時期
別表のとおり
 - 3 漁場の位置
別表のとおり
 - 4 漁場の区域
別表のとおり
- 三 制限又は条件

- 四 別表のとおり
免許予定日
平成三十年九月一日
- 五 申請期間
平成三十年七月二日から
平成三十年七月二十日まで
- 六 地元地区
別表のとおり
- 七 存続期間
別表のとおり

別表

漁場計画番号	免 漁業の種類及び名称	許 漁業の時期	容 漁場の位置	た る べ き 事 項		制限又は条件	地元地区	存続期間
				区 域	漁 場 の 区 域			
区 第 二 百 三 号	第 1 種 区 画 漁 業 の り 養 殖 業	9 月 1 日 から 11 月 30 日 まで	中津市の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 1 号 中津市大字角木御船岬の先端の標識	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。(以下同じ。)	中津市小祝新町、字小祝、大字角木、下正路木町、角頭木町、船頭木町、片端町、大字大塚、大字牛神、及び大字新田	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで(以下同じ。)
					基点第 3 号 中津市大字田尻和間鼻西新開堤防の北西端の標識			
区 第 二 百 九 号	第 1 種 区 画 漁 業 の り 養 殖 業	9 月 1 日 から 翌 年 4 月 30 日 まで	中津市の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、リ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 1 号 中津市大字角木御船岬の先端の標識	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。(以下同じ。)	中津市小祝新町、字小祝、大字角木、下正路木町、角頭木町、船頭木町、片端町、大字大塚、大字牛神、及び大字新田	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで(以下同じ。)
					基点第 2 号 中津市大字米山米山海岸堤防の西端の標識			
					基点第 3 号 中津市大字田尻和間鼻西新開堤防の北西端の標識			

					<p>へ 基点第9号から345度30分1,290メートルの点</p> <p>ト 基点第8号から359度690メートルの点</p> <p>チ 基点第8号から309度10分1,080メートルの点</p> <p>リ 基点第8号から294度910メートルの点</p>			
第1種区画漁業のり、ひじき養殖業	9月1日から翌年6月30日まで	宇佐市大字長洲の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	<p>基点第1035号 宇佐市大字長洲長洲漁港（新港）の北東端角の標識</p> <p>基点第1236号 宇佐市大字岩保新田和間漁港防波堤北西端角の標識</p>	<p>イ 基点第1035号から307度30分285メートルの点</p> <p>ロ 基点第1035号から349度30分1,290メートルの点</p> <p>ハ 基点第1236号から358度1,585メートルの点</p> <p>ニ 基点第1236号から358度385メートルの点</p>		宇佐市大字長洲	
第1種区画漁業のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	宇佐市和間の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	<p>基点第869号 宇佐市大字松崎（肥塚）2493の28番地（砂防堤の根基の中央から西へ145メートル</p>	<p>イ 基点第1236号から358度385メートルの点</p> <p>ロ 基点第1236号</p>		宇佐市大字松崎、大字西大堀、大字佐々礼、	
区第四百五号								

<p>区第四百八号</p>		<p>豊後高田市堅来の地先</p>	<p>基点第1261号、イ、ロ、ハ及び基点第1261号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域であつて、ニ、ホ、へ、ト及びニの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域</p>	<p>ルの点)の標識 基点第1236号 宇佐市大字岩保新田和間漁港防波堤北西端角の標識</p>	<p>から358度1.585メートルの点 ハ 基点第869号から342度1.955メートルの点 ニ 基点第869号から342度795メートルの点</p>	<p>大字岩保新田、大字久兵衛新田、大字北鶴田新田及び大字南鶴田新田</p>	
<p>区第六百一十一号</p>	<p>第一種区画漁業 ひじき養殖業</p>	<p>10月1日から翌年6月30日まで</p>	<p>基点第1261号、イ、ロ、ハ及び基点第1261号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域であつて、ニ、ホ、へ、ト及びニの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域</p>	<p>基点第1261号 豊後高田市三浦漁港の堤防と消波ブロッケの交点の標識</p>	<p>イ 基点第1261号から109度48分150メートルの点 ロ 基点第1261号から206度48分609メートルの点 ハ 基点第1261号から224度42分635メートルの点 ニ 基点第1261号から224度42分165メートルの点 ホ 基点第1261号から183度36分239メートルの点 へ 基点第1261号から200度18分418メートルの点 ト 基点第1261号から224度42分365メートルの点</p>	<p>豊後高田市香々地、見目、上香々地、夷、小畑、堅来及び羽根</p>	

区第七百一号	第1種区画漁業 ひじき養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	国東市国見町 竹田津の地先	基点第1260号、イ、ロ、ハ及び基点第1260号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1260号 国東市国見町竹田津柱崎の標識	イ 基点第1260号から229度535メートルの点 ロ 基点第1260号から276度980メートルの点 ハ 基点第1260号から321度495メートルの点	国東市国見町	
区第七百十二号	第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業	10月1日から翌年6月15日まで	国東市国見町 榊来の地先	イ、ロ、ハ、及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第654号 国東市国見町榊来干拓の東端の防波堤の基部の標識	イ 基点第654号から11度882メートルの点 ロ 基点第654号から7度751メートルの点 ハ 基点第654号から353度817メートルの点 ニ 基点第654号から357度976メートルの点	国東市国見町	
区第七百十三号	第1種区画漁業 わかめ養殖業	10月1日から翌年6月15日まで	国東市国見町 向田の地先	イ、ロ、ハ、及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1262号 国東市国見町島田漁港東防波堤突端	イ 基点第1262号から109度394メートルの点 ロ 基点第1262号から116度502メートルの点 ハ 基点第1262号から122度478メートルの点 ニ 基点第1262号	国東市国見町	

第1種区画漁業 わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日 まで	東国東郡姫島 村字河瀬の地 先	イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第1129号 東国東郡姫島村 字タルミ4571番 地の2の標識	イ 基点第1129号 から219度730× ートルの点 ロ 基点第1129号 から118度785× ートルの点 ハ 基点第1129号 から100度628× ートルの点 ニ 基点第1129号 から226度641× ートルの点		東国東郡姫 島村		
第1種区画漁業 ひとえび養殖業	11月1日から翌年6月30日 まで	東国東郡姫島 村の地先	イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第1269号 東国東郡姫島村 4170番地の5防 波堤北側角 基点第1270号 東国東郡姫島村 4170番地の5防 波堤南側角	イ 基点第1270号 から126度48分8 メートルの点 ロ 基点1269号か ら126度48分8× ートルの点 ハ 基点第1269号 から126度48分 51メートルの点 ニ 基点第1270号 から126度48分 51メートルの点		東国東郡姫 島村		
第1種区画漁業 ごんぶ養殖業	11月1日から翌年5月31日 まで	東国東郡姫島 村の地先	イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第1286号 東国東郡姫島村 2301番地の3地 先の標識	イ 基点第1286号 から205度15分 151メートルの 点 ロ 基点第1286号		東国東郡姫 島村		

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(告示)

区第九百十二号			線によって囲まれた区域		<p>ロ 基点第1263号から333度39分3.528メートルの点</p> <p>ハ 基点第1263号から326度48分3.456メートルの点</p> <p>ニ 基点第1263号から324度44分2.367メートルの点</p>		国東市国東町	
区第九百十三号	第1種区画漁業 ひじき養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	国東市国東町 富来の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	<p>基点第1263号 国東市国東町富来港防波堤赤灯台</p> <p>基点第1290号 国東市国東町来浦漁港北側防波堤の先端北西側角</p>	<p>イ 基点第1263号から333度08分3.819メートルの点</p> <p>ロ 基点第1290号から48度34分300メートルの点</p> <p>ハ 基点第1290号から41度01分136メートルの点</p> <p>ニ 基点第1263号から328度41分3.794メートルの点</p>	国東市国東町	
区第九百十号	第1種区画漁業 ひじき養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	国東市武蔵町 池ノ内の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	<p>基点第77号 国東市国東町と国東市武蔵町との境界</p>	<p>イ 基点第77号から86度52分788メートルの点</p> <p>ロ 基点第77号から88度41分1.891メートルの点</p> <p>ハ 基点第77号から129度24分2.446メートルの点</p> <p>ニ 基点第77号か</p>	国東市武蔵町	

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(告示)

	第1種区画漁業 ひじき養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	国東市武蔵町 池ノ内の地先	イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第77号 国東市国東町と同 市武蔵町との境界	イ 基点第77号か ら160度56分2.5 61メートルの点 ロ 基点第77号か ら142度01分3.0 72メートルの点 ハ 基点第77号か ら149度25分3.7 16メートルの点 ニ 基点第77号か ら165度21分3.3 07メートルの点		国東市武蔵 町	
	第1種区画漁業 ひじき養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	国東市安岐町 塩屋の地先	イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第79号 国東市と杵築市と の境界	イ 基点第79号か ら54度18分1.383 メートルの点 ロ 基点第79号か ら80度38分2.031 メートルの点 ハ 基点第79号か ら108度20分1.5 95メートルの点 ニ 基点第79号か ら91度53分6.18 メートルの点		国東市安岐 町	
	第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養 殖業	9月1日から翌年5月31日 まで	臼杵市大字佐 志生の地先	基点第755 号、イ、ロ、 ハ、ニ及び基点 第680号の各点 を順次に結んだ	基点第113号 臼杵市大字深江 飛潮鼻の標識 基点第680号 臼杵市大字佐志 生字楠ヶ迫2の40	イ 基点第755号 から保戸島遠見 山頂上見通し線 上100メートル の点		臼杵市大字 佐志生	

区第千百十号

区第千十一号

区第二千五百十一号			線と最大高潮時 海岸線から50メ ートルの線とに よって囲まれた 区域	09番地の1の標 識	基点第755号 臼杵市大字佐志 生字長浜大谷 4751番地の2 (一本松)の標 識	ロ 基点第755号 から220度320メ ートルの点 ハ 基点第755号 から193度420メ ートルの点 ニ 基点第680号 から基点第113 号見通し線上 300メートルの 点		臼杵市大字 佐志生	
第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養 殖業	9月1日から翌年5月31日 まで	臼杵市大字佐 志生の地先	基点第1100 号、イ、ロ及び 基点第681号の 各点を順次に結 んだ線と最大高 潮時海岸線から 50メートルの線 とによって囲ま れた区域	基点第681号 臼杵市大字佐志 生字尾本3688番 地の6の埋立地 角の標識	イ 基点第1100号 から基点第811 号見通し線上22 0メートルの点 ロ 基点第681号 から黒島北端見 通し線上100メ ートルの点		臼杵市大字 佐志生		
第1種区画漁業 わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日 まで	臼杵市大字佐 志生の地先	基点第676 号、イ、ロ及び 基点第677号の 各点を順次に結 んだ線と最大高 潮時海岸線から 50メートルの線 とによって囲ま れた区域	基点第676号 臼杵市大字佐志 生字藤田漁港南側 防波堤の根基の 標識 基点第677号 臼杵市大字佐志 生字乗越5876番 地(坊主山)の 標識	イ 基点第676号 から小三ツ子島 頂上見通し線上 230メートルの 点 ロ 基点第677号 から小三ツ子島 頂上見通し線上 170メートルの 点		臼杵市大字 佐志生		

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(告示)

<p>第1種区画漁業 ひとえびさ養殖業</p>	<p>9月1日から翌年5月31日 まで</p>	<p>臼杵市大字諏訪の地先</p>	<p>基点第682号、イ、ロ及び基点第683号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p>	<p>基点第682号 臼杵市大字諏訪字ウソ越738番地(樋門上流端)の標識 基点第683号 臼杵市大字諏訪字村下646番地の8の標識</p>	<p>イ 基点第682号から臼杵市大字臼杵68番地の4の防波堤暗渠見通し線上150メートルの点 ロ 基点第683号から臼杵市洲崎埋立地東端見通し線上250メートルの点</p>	<p>臼杵市大字諏訪及び大字大浜</p>	
<p>第1種区画漁業 わかめ養殖業</p>	<p>9月1日から翌年5月31日 まで</p>	<p>臼杵市大字深江の地先</p>	<p>基点第765号、イ、ロ及び基点第766号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p>	<p>基点第765号 臼杵市大字深江字柿木畑1216番地(市道10号橋の右岸橋礎)の標識 基点第766号 臼杵市大字深江字西平1430番地の1(久保浦鼻突端の光石)の標識</p>	<p>イ 基点第765号から高島南東端見通し線上300メートルの点 ロ 基点第766号からすずれ鼻見通し線上200メートルの点</p>	<p>臼杵市大字深江</p>	
<p>第1種区画漁業 わかめ養殖業</p>	<p>9月1日から翌年5月31日 まで</p>	<p>臼杵市大字風成の地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p>	<p>基点第108号 大分市と臼杵市との境界(竜ヶ鼻)の標識 基点第1092号 臼杵市大字風成字後山949番地の1の標識 基点第1093号 臼杵市大字風成字久保横網代橋左側の河口寄りの付根の標識 基点第1157号 臼杵市大三ツ子島最頂部</p>	<p>イ 基点第1092号から基点第1157号見通し線上140メートルの点 ロ 基点第1092号から基点第1157号見通し線上80メートルの点 ハ 基点第1093号から基点第108号見通し線上180メートルの点</p>	<p>臼杵市大字風成</p>	

区第二千七百十一号

	第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養 殖業	9月1日から翌年5月31日 まで	津久見市大字 四浦字深良津 の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ線 によって囲まれ た区域	基点第1008号 津久見市大字四 浦字峰ヶ久保 2983番地(峰ヶ 久保)の先端の 標識	イ 基点第1008号 から立山鼻見通 し線上150メー トルの点 ロ 基点第1008号 から立山鼻見通 し線上375メー トルの点 ハ 基点第1008号 から101度490メ ートルの点(津 久見市大字四浦 3394番地の地先 のさざえばえ)		津久見市大 字四浦字刀 自ヶ浦、字 久保泊及び 字深良津	
区第八千八百十二号						ニ 基点第1008号 から121度30分 310メートルの 点			
第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで	臼杵市大字佐 志生の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第1000号 臼杵市大字佐志 生字折立5184の 2番地(しゅん ばち鼻)の標識	イ 基点第1000号 から臼杵市はだ か島頂上見通し 線上180メー トルの点 ロ 基点第1000号 から臼杵市はだ か島頂上見通し 線上380メー トルの点 ハ 基点第1000号		漁場面積1,000㎡ あたり成貝5,000 個以内とする。	臼杵市大字 佐志生	
区第二千五百二十号									

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(告示)

一三

	第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで	臼杵市大字中 津浦の地先	イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第1147号 臼杵市大字中津 浦2番地の1の 標識	イ 基点第1147号 から臼杵市大字 深江すずれ鼻見 通し線上380メ ートルの点 ロ 基点第1147号 から臼杵市大字 深江すずれ鼻見 通し線上180メ ートルの点 ハ 基点第1147号 から126度45分 393メートルの 点 ニ 基点第1147号 から141度206メ ートルの点	漁場面積1,000㎡ あたり成貝5,000 個以内とする。	臼杵市大字 大浜及び大 字中津浦	
	第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで	臼杵市大字深 江の地先	基点第404 号、イ、ロ及び 基点第1250号の 各点を順次に結 んだ線と最大高 潮時海岸線とに よって囲まれた 区域	基点第404号 臼杵市大字深江 字柿ノ浦（すず れ鼻）の標識 基点第1250号 臼杵市大字深江 字柿ノ浦1089番 地の4の標識	イ 基点第404号 から桜鼻見通し 線上160メート ルの点 ロ 基点第1250号 から96度140メ ートルの点	漁場面積1,000㎡ あたり成貝5,000 個以内とする。	臼杵市大字 深江	
	区 第 二 千 七 百 二 十 二 号								

区第二千七百二十四号	第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで	白柞市大字深江の地先	基点第1251号、イ、ロ及び基点第1252号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1251号 白柞市大字深江字柿ノ浦1092番地の5の標識	イ 基点第1251号から103度110メートルの点 ロ 基点第1252号から103度116メートルの点	漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とする。	白柞市大字深江	
区第二千八百二十号	第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで	津久見市大字の長目字伊崎の地先	基点第396号、イ、ロ及び基点第500号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第396号 津久見市大字長目2654番地(黒島西端)の標識 基点第500号 津久見市大字長目黒島北端の標識 基点第578号 津久見市大字長目字浦代221番地長目崎東端の標識	イ 基点第396号から基点第578号見通し線上100メートルの点 ロ 基点第500号から269度48分350メートルの点	漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とする。	津久見市大字長目	
区第二千八百二十一号	第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで	津久見市大字網代浦の地先	基点第385号、基点第386号、イ、ロ及び基点第385号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第385号 津久見市大字網代季浦の標識 基点第386号 津久見市大字網代網代島えびす神社島居の中央	イ 基点第386号から府高造船所北端見通し線上100メートルの点 ロ 基点第385号から底はえ鼻の標識見通し線上100メートルの点	漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とする。	津久見市大字網代	
区第三千九百二十号	第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽出浦の地先	基点第519号、イ、ロ、点ハ、ニ及び基点第1253号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって	基点第171号 佐伯市鶴見大字中越浦と同市鶴見大字丹賀浦との境界(宇土崎)	イ 基点第519号から基点第171号見通し線上100メートルの点 ロ 基点第1253号	漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とする。	佐伯市鶴見大字羽出浦	

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(吉)六

			て囲まれた区域	基点第1041号、イ、ロ及び基点第1246号の各点を順次に結んだ区域	基点第1041号 佐伯市鶴見大字 中越浦字高ナギ 528番地10の標識	基点第1041号 佐伯市鶴見大字 中越浦字高ナギ 見通し線 上180メートルの点	漁場面積1,000㎡ あたり成貝5,000個以内とする。	佐伯市鶴見 大字中越浦	
第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字 中越浦の地 先	基点第1041号、イ、ロ及び基点第1246号の各点を順次に結んだ区域	基点第1041号 佐伯市鶴見大字 中越浦字高ナギ 540番地1先の標識	イ 基点第1041号から佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ見通し線 上180メートルの点と基点第1042号から佐伯市上浦大字最勝海浦高平山頂上見通し線 上300メートルの点とを結んだ線と基点第1246号から同市上浦大字最勝海浦高平山頂上見通し線の交点	イ 基点第1041号から佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ見通し線 上180メートルの点と基点第1042号から佐伯市上浦大字最勝海浦高平山頂上見通し線 上300メートルの点とを結んだ線と基点第1246号から同市上浦大字最勝海浦高平山頂上見通し線の交点	漁場面積1,000㎡ あたり成貝5,000個以内とする。	佐伯市鶴見 大字丹賀浦 及び大字梶 寄浦	
第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字 丹賀浦の地 先	基点第470号、イ及び基点第1266号の各点を順次に結んだ	基点第470号 佐伯市鶴見大字 丹賀浦字岩屋2 番地1(宇土崎 小脇の鼻)の標	イ 基点第470号と基点第471号から佐伯市鶴見大字大島高手島	漁場面積1,000㎡ あたり成貝5,000個以内とする。	佐伯市鶴見 大字丹賀浦 及び大字梶 寄浦		

区第三千九百二十一号

区第四千二十号			線と最大高潮時 海岸線とによつ て囲まれた区域	識 基点第471号 佐伯市鶴見大字 丹賀浦赤鼻の標 識	東北端見通し線 上300メートル の点とを結んだ 線と基点第1266 号から佐伯市鶴 見大字大島高 島頂上見通し線 の交点				
区第四千二十号	第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大 字畑野浦の地 先	イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第1241号 佐伯市蒲江大字 畑野浦字釜ノ浦 ウシケ鼻の先端 の標識	イ 基点第1241号 から292度110メ ートルの点 ロ 基点第1241号 から348.5度110 メートルの点 ハ 基点第1241号 から335.5度 202.5メートルの 点 ニ 基点第1241号 から306度200メ ートルの点	漁場面積1,000㎡ あたり成貝5,000 個以内とする。	佐伯市蒲江 大字畑野浦 及び大字楠 本浦	
区第四千二十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖 業を除く。)	1月1日から12月31日まで	臼杵市大字佐 志生及び大字 下ノ江の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ線 によって囲まれ た区域	基点第761号 臼杵市大字佐志 生字三ツ子島鳥 井ノ瀬頂上 基点第815号 臼杵市大字下ノ 江魚見鼻東端の 標識	イ 基点第761号 から250度230メ ートルの点 ロ 基点第761号 から250度1,030 メートルの点 ハ 基点第815号 から69度710メ ートルの点 ニ 基点第815号 から69度1,520メ		臼杵市大字 佐志生、大 字下ノ江、 大字中津 浦、大字大 浜、大字諏 訪、大字臼 杵、大字板 知屋、大字 大泊、大字 風成及び大 字深江	

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(告示)

<p>第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 （くろまぐろ養殖業を除く。）</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>臼杵市大字大泊 津久見島の地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p>	<p>基点第112号 臼杵市津久見島立ばえ 基点第763号 臼杵市大字大泊字津久見島1385番地の3（ウノクソばえ）の標識</p>	<p>イ 基点第763号から241度13分220メートルの点 ロ 基点第763号から241度13分520メートルの点 ハ 基点第112号から245度20分521メートルの点 ニ 基点第112号から250度52分223メートルの点</p>	<p>臼杵市大字大泊</p>	
<p>第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 （くろまぐろ養殖業を除く。）</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>津久見市大字千怒の地先</p>	<p>基点第391号、イ及びロの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p>	<p>基点第391号 津久見市大字千怒489番地の1（千怒崎小鼻）の標識 基点第1237号 津久見市大字下青江津久見市終末処理場の護岸北端の標識</p>	<p>イ 基点第391号から基点第1237号見通し線上230メートルの点 ロ 基点第391号から南側堤防へ140メートルの点</p>	<p>津久見市大字千怒及び高洲町</p>	
<p>第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 （くろまぐろ養殖業を除く。）</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>津久見市大字網代の地先</p>	<p>基点第374号と基点第1199号を結んだ線及び基点第1200号、イ及び基点第377号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海</p>	<p>基点第374号 津久見市大字網代字腹間4950番地の1の標識 基点第377号 津久見市大字網代4804番地の2（長藻鼻）の標識</p>	<p>イ 基点第1200号と基点第379号とを結んだ線と、基点第377号と津久見市大字日見辰ヶばえとを結んだ線との交点</p>	<p>津久見市大字網代、大字日見及び高洲町</p>	

区第二千七百三十号

区第二千七百三十号

区第二千八百三十一号			岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域	基点第379号 津久見市大字網代3541番地（江ノ浦松ヶ鼻）の標識				津久見市大字長目及び高洲町	
第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 （くろまぐろ養殖業を除く。）	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字楠屋の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第671号 津久見市大字長目字玉ヶ浦2586番地の標識	イ 基点第671号から147度54分の198メートルの点 ロ 基点第671号から154度30分648メートルの点 ハ 基点第671号から105度42分1036メートルの点 ニ 基点第671号から80度30分839メートルの点			津久見市大字長目及び高洲町	
区第二千八百三十三号				基点第373号 津久見市大字四浦34番地の8（観音埼内鼻）の標識					
第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	津久見市大字四浦の地先	基点第373号、イ及び基点第1061号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から100メートルの線とによって囲まれた区域	基点第1061号 津久見市大字四浦字黒ばえ286番地の標識	イ 基点第373号から津久見市大字四浦字白小島を結んだ線と、基点第1061号から79度の線との交点			津久見市大字四浦字荒代、同字鳩浦及び高洲町	
区第二千八百三十四号									

平成三十年五月二十五日

大分県報号外（吉）六

							津久見市大字四浦字荒代、同字嶋浦及び高洲町	
<p>第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>津久見市大字四浦の地先</p>	<p>基点第373号、イ、ロ、ハ及び基点第1061号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から100メートルの線とによって囲まれた区域</p>	<p>基点第373号 津久見市大字四浦34番地の8(観音埼内鼻)の標識 基点第1061号 津久見市大字四浦字黒ばえ286番地の標識</p>	<p>イ 基点第373号から津久見市大字四浦字白小島見通し線上最大高潮時海岸線から100メートルの点 ロ 基点第373号から128度36分130メートルの点 ハ 基点第1061号から79度604メートルの点</p>			
<p>第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>津久見市大字四浦字田ノ浦の地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p>	<p>基点第1205号 津久見市大字四浦字田ノ浦四浦漁港田ノ浦西防波堤の突端</p>	<p>イ 基点第1205号から293度582メートルの点 ロ 基点第1205号から261度544メートルの点 ハ 基点第1205号から251度256メートルの点 ニ 基点第1205号から310度321メートルの点</p>		津久見市大字四浦(字荒代及び字嶋浦を除く。)	

区第二千八百四十五号

区第二千八百四十号

<p>第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>津久見市大字 四浦字田ノ浦 の地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域</p>	<p>基点第1205号 津久見市大字四 浦字田ノ浦西防 波堤の突端</p>	<p>イ 基点第1205号 から293度582メ ートルの点 ロ 基点第1205号 から261度544メ ートルの点 ハ 基点第1205号 から251度256メ ートルの点 ニ 基点第1205号 から310度321メ ートルの点</p>	<p>津久見市大 字四浦(字 荒代及び字 鳩浦を除 く。)</p>
<p>区第二千八百四十一号</p>						
<p>第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖 業を除く。)</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>津久見市大字 保戸島の地先</p>	<p>基点第1148 号、イ、ロ、ハ 及び基点第1184 号を結んだ線と 最大高潮時海岸 線とによって囲 まれた区域</p>	<p>基点第1148号 津久見市大字保 戸島地下南防波 堤と新地物揚場 の交点 基点第1184号 津久見市大字保 戸島カモンバエ 北端</p>	<p>イ 基点第1148号 から276度18メ ートルの点 ロ 基点第1148号 から218度243メ ートルの点 ハ 基点第1184号 から334度135メ ートルの点</p>	<p>津久見市大 字保戸島</p>

(制限又は条件)
1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が9,034平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
形状：円形、規格：直径30メートル、台数：3台
形状：円形、規格：直径20メートル、台数：1台
形状：長方形、規格：80メートル×40メートル、台数：2台
形状：正方形、規格：10メートル×10メートル、台数：2台
2 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、「天然種苗の活込み」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入することをいう。
3 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。

<p>第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>佐伯市上浦大字最勝海浦の地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p>	<p>基点第848号 佐伯市上浦大字最勝海浦字敷場4928番地3の標識</p>	<p>イ 基点第848号から140度376メートルの点 ロ 基点第848号から164度823メートルの点 ハ 基点第848号から225度1.091メートルの点 ニ 基点第848号から250度808メートルの点</p>	<p>当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。</p>	<p>佐伯市上浦大字最勝海浦</p>	
<p>第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>佐伯市上浦大字最勝海浦の地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p>	<p>基点第848号 佐伯市上浦大字最勝海浦字敷場4928番地3の標識</p>	<p>イ 基点第848号から140度376メートルの点 ロ 基点第848号から170度1.309メートルの点 ハ 基点第848号から211度1.492メートルの点 ニ 基点第848号から250度808メートルの点</p>	<p>当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。</p>	<p>佐伯市上浦大字最勝海浦</p>	
<p>第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>佐伯市上浦大字浅海井浦の地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p>	<p>基点第180号 佐伯市鶴見大字大島字水の子2の1559番地水ノ子島灯台 基点第1175号 佐伯市上浦大字浅海井浦2317番地27の標識</p>	<p>イ 基点第1175号から基点第180号見通し線上150メートルの点 ロ 基点第1175号から基点第180号見通し線上45</p>	<p>当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。</p>	<p>佐伯市上浦大字浅海井浦</p>	

区第三千二百三十七号

区第三千二百三十一号

				基点第1176号 佐伯市上浦大字 浅海井浦2396番 地1(暗渠)の 標識	0メートルの点 ハ 基点第1176号 から基点第180 号見通し線上58 0メートルの点 ニ 基点第1176号 から基点第180 号見通し線上28 0メートルの点				
	第1種区画漁業 くろまぐる小割式 養殖業	1月1日から12月31日まで	佐伯市上浦大 字最勝海浦の 地先	基点第143号 佐伯市上浦大字 最勝海浦字塩屋 ヶ浦3549番地1 の地先の岩の標 識(唐船鼻)	イ 基点第143号 から98度889メ ートルの点 ロ 基点第143号 から122度1.046 メートルの点 ハ 基点第143号 から146度977メ ートルの点 ニ 基点第143号 から169度967メ ートルの点 ホ 基点第143号 から144度307メ ートルの点	当該漁業権に係 る区画漁業で用い られる養殖用種苗 は、人工種苗でな くてはならない。	佐伯市上浦 大字最勝海 浦		
	第1種区画漁業 くろまぐる小割式 養殖業	1月1日から12月31日まで	佐伯市上浦大 字最勝海浦の 地先	基点第143号 佐伯市上浦大字 最勝海浦字塩屋 ヶ浦3549番地1 の地先の岩の標 識(唐船鼻)	イ 基点第143号 から162度265メ ートルの点 ロ 基点第143号 から基点第1145 号見通し線上 950メートルの 点		佐伯市上浦 大字最勝海 浦		

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(吉宗)

				<p>ハ 基点第143号から21.4度1.140メートルの点</p> <p>ニ 基点第143号から24.9度660メートルの点</p>		
		<p>(制限又は条件)</p> <p>1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が61.446平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。</p> <p>形状：長方形、規格：7メートル×4.2メートル、台数：19台</p> <p>2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、179尾を超えてはならない。なお、「天然種苗の活込尾数」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入した時の、当該くろまぐろの尾数をいう。</p> <p>3 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。</p>				<p>佐伯市大字護江、大字狩生及び大字二栄</p>
<p>第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>佐伯市大字護江彦島の地先</p>	<p>基点第481号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点第1043号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第148号 彦島北端</p> <p>基点第481号 佐伯市大字護江彦島久保浦東側突端の標識</p> <p>基点第1007号 佐伯市大字高松浦金比羅の鼻の標識</p> <p>基点第1043号 佐伯市大字護江字彦島1142の2番地(マアジロ鼻の突端)の標識</p> <p>基点第1044号 佐伯市大字護江字彦島1225番地</p>	<p>イ 基点第481号から佐伯市大字護江風無ハチク山突端見通し線上100メートルの点</p> <p>ロ 基点第148号から佐伯市大字護江風無間口東端見通し線上50メートルの点</p> <p>ハ ロの点から佐伯市大字二栄官島頂上見通し線上150メートルの点</p>		
<p>区第三千三百三十一号</p>						

	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市大字片神浦の地先	基点第445号、イ、ロ及び基点第855号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第149号 佐伯市大字護江彦島南端 基点第445号 佐伯市大字片神浦ドウダテの標識	イ 基点第445号から基点第149号見通し線上150メートルの点 ロ 基点第855号から佐伯市大字護江彦島の南から1番目の山頂見通し線上150メートルの点	佐伯市大字片神浦		
	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市大字高松浦の地先	基点第1007号、イ、ロ及び基点第855号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第855号 佐伯市大字片神浦1番地2と同2番地2の境界の標識 基点第1007号 佐伯市大字高松浦金比羅の鼻の標識	イ 基点第1007号から佐伯市大字護江彦島の送電線鉄塔北見通し線上150メートルの点 ロ 基点第855号から佐伯市大字護江彦島の南から1番目の山頂見通し線上150メートルの点	佐伯市大字高松浦		

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(告示)

区第三千五百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市大字久保浦の地先	基点第156号、イ、ロ及び基点第1143号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第149号 佐伯市大字護江彦島南端 基点第156号 佐伯市大字久保浦大久保鼻西の鼻 基点第1143号 佐伯市大字久保浦字内原214番地(北突端)の標識	イ 基点第156号から324度160メートルの点 ロ 基点第1143号から基点第149号見通し線上160メートルの点	佐伯市大字久保浦	
区第三千五百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市大字守後浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第157号 佐伯市大字守後浦424番地(守後鼻)の標識 基点第1132号 佐伯市大字守後浦753番地1の地先の標識	イ 基点第157号から佐伯市大字霞ヶ浦下り松鼻見通し線上140メートルの点 ロ 基点第1132号から290度150メートルの点 ハ 基点第1132号から290度50メートルの点 ニ 基点第157号から佐伯市大字霞ヶ浦下り松鼻見通し線上40メートルの点	佐伯市大字守後浦	
区第三千六百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市大字片神浦字竹ヶ谷の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第444号 佐伯市大字片神浦1290番地と大字塩内浦1番地の境界の標識 基点第1133号 佐伯市大字片神浦1120の2番地の地先の標識	イ 基点第444号から基点第1187号見通し線上100メートルの点 ロ 基点第444号から基点第1187号見通し線上34	佐伯市大字片神浦字竹ヶ谷	

				基点第1134号 佐伯市大字片神浦667番地と大字片神浦668番地2の境界の地先の標識	0メートルの点 ハ 基点第1133号から基点第1134号見通し線上190メートルの点 ニ 基点第1133号から基点第1134号見通し線上40メートルの点			
			基点第1202号、イ、ロ及び基点第1033号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1202号 佐伯市大字荒網代浦片白島北端の標識 基点第1033号 佐伯市大字荒網代浦片白島南の鼻の標識	イ 基点第1202号から佐伯市大入島元々々鼻見通し線上280メートルの点 ロ 基点第1033号から佐伯市大入島トウダウ鼻見通し線上280メートルの点		佐伯市大字荒網代浦、大字塩内浦、大字日向泊浦及び大字片神浦字竹ヶ谷	
区第三千六百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く。）	1月1日から12月31日まで	佐伯市大字日向泊浦の地先	基点第444号 佐伯市大字片神浦1290番地と大字塩内浦1番地の境界の標識 基点第1033号 佐伯市大字荒網代浦片白島南の鼻の標識 基点第1101号 佐伯市大字日向泊浦字カゲノ浦702番地の標識 基点第1102号 佐伯市大字日向泊浦字中アジロ949番地2の標識	イ 基点第1102号から佐伯市大字塩内浦の大羽山東端見通し線上150メートルの点 ロ 基点第444号から基点第1187号見通し線上300メートルの点 ハ 基点第444号から基点第1187号見通し線上150メートルの点		佐伯市大字日向泊浦	
区第三千六百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く。）	1月1日から12月31日まで	佐伯市大字日向泊浦の地先	基点第1102号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点第1102号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域				

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(五五)

				基点第1187号 佐伯市大字片神浦667番地2と大字日向泊浦1069番地の境界の標識	ニ 基点第1101号から基点第1033号見通し線上340メートルの点 ホ 基点第1101号から基点第1033号見通し線上50メートルの点		佐伯市鶴見大字有明浦	
区第三千八百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字有明浦の地先	基点第779号、イ、ロ及び基点第780号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第779号 佐伯市鶴見大字有明浦字小網代25番地の標識 基点第780号 佐伯市鶴見大字有明浦字小網代31番地の標識	イ 基点第779号から佐伯市鶴見大字有明浦亀の甲鼻見通し線上150メートルの点 ロ 基点第780号から佐伯市鶴見大字有明浦平間の鼻見通し線上150メートルの点	佐伯市鶴見大字有明浦	
区第三千八百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字有明浦の地先	基点第289号、イ、ロ及び基点第290号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第289号 佐伯市鶴見大字有明浦切の鼻の標識 基点第290号 佐伯市鶴見大字有明浦1574番地(排水管中央)の標識	イ 基点第289号から261度44分97メートルの点 ロ 基点第290号から234度53分307メートルの点	佐伯市鶴見大字有明浦	
区第三千八百三十二号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字沖松浦の地先	基点第1229号、イ、ロ及び基点第1230号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1229号 佐伯市鶴見大字沖松浦字塚野1254番地11の地の埋立地南側の突端の標識 基点第1230号 佐伯市鶴見大字沖松浦字うばか	イ 基点第1229号から257度260メートルの点 ロ 基点第1230号から佐伯市鶴見大字地松浦水産物流通加工セツ	佐伯市鶴見大字沖松浦及び大字地松浦	

				浦1246番地20の 防波堤の標識	ター中突堤先端 南側見通し線上 272メートルの 点		佐伯市鶴見 大字沖松浦	
区第三千八百三十三号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖 業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大 字沖松浦の地 先	基点第1014 号、イ及び基点 第1015号の各点 を順次に結んだ 線と最大高潮時 海岸線とによっ て囲まれた区域	基点第1014号 佐伯市鶴見大字 沖松浦1384の2 番地(旧防波堤 突端の西角)の 標識	イ 基点第1014号 と佐伯市鶴見西 ノ瀬灯浮標とを 結んだ線と、基 点第1015号と佐 伯市鶴見三栗島 山頂とを結んだ 線との交点	佐伯市鶴見 大字沖松浦	
区第三千八百三十四号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖 業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大 字沖松浦の地 先	基点第1016 号、イ、ロ及び 基点第1017号の 各点を順次に結 んだ線と最大高 潮時海岸線とに よって囲まれた 区域	基点第1014号 佐伯市鶴見大字 沖松浦1384の2 番地(旧防波堤 突端の西角)の 標識 基点第1016号 佐伯市鶴見大字 沖松浦1403番地 (旧防波堤突端 の東角)の標識	イ 基点第1014号 と佐伯市鶴見西 ノ瀬灯浮標とを 結んだ線と、基 点第1016号と佐 伯市鶴見鵜ノは え頂上とを結ん だ線との交点 ロ 基点第1014号 と佐伯市鶴見西 ノ瀬灯浮標とを 結んだ線と、基 点第1017号と佐 伯市鶴見八高頂 上とを結んだ線 との交点	佐伯市鶴見 大字沖松浦	
区第三千八百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖 業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大 字有明浦の地 先	イ、ロ、ハ、 ニ、ホ、ヘ及び イの各点を順次 に結んだ線によ って囲まれた区 域	基点第1268号 佐伯市鶴見大字 有明浦有明漁港 船浦北側防波堤 突端の標識	イ 基点第1268号 から233度8分15 メートルの点 ロ 基点第1268号 から210度39分 94メートルの点	佐伯市鶴見 大字有明浦	

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(告示)

			<p>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域</p>	<p>基点第1268号 佐伯市鶴見大字有明浦有明漁港館浦北側防波堤突端の標識</p>	<p>ハ 基点第1268号から142度18分169メートルの点 ニ 基点第1268号から94度5分144メートルの点 ホ 基点第1268号から57度40分32メートルの点 ヘ 基点第1268号から138度11分19メートルの点</p>	<p>当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でない。</p>	<p>佐伯市鶴見大字有明浦</p>	
<p>第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>佐伯市鶴見大字有明浦の地先</p>			<p>イ 基点第1268号から233度8分15メートルの点 ロ 基点第1268号から210度39分94メートルの点 ハ 基点第1268号から142度18分169メートルの点 ニ 基点第1268号から94度5分144メートルの点 ホ 基点第1268号から57度40分32メートルの点 ヘ 基点第1268号から138度11分19メートルの点</p>			
<p>区第三千八百三十六号</p>								

区第三千九百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽出浦の地先	基点第781号、イ、ロ及び基点第782号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第781号 佐伯市鶴見大字羽出浦205番地の標識 基点第782号 佐伯市鶴見大字羽出浦219番地の標識	イ 基点第781号から佐伯市鶴見大字中越浦字鳥江500番地1龍宮の鼻西端見通し線上250メートルの点 ロ 基点782号から佐伯市鶴見大字羽出浦沖のはえ見通し線上250メートルの点	佐伯市鶴見大字羽出浦	
区第三千九百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽出浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第509号 佐伯市鶴見大字羽出浦作網代北端の排水管中央 基点第1041号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ528番地10の標識 基点第1234号 佐伯市鶴見大字羽出浦712番地2地先の標識	イ 基点第509号から基点第1041号見通し線上50メートルの点 ロ 基点第509号から基点第1041号見通し線上250メートルの点 ハ 基点第1234号から基点第1041号見通し線上250メートルの点 ニ 基点第1234号から基点第1041号見通し線上50メートルの点	佐伯市鶴見大字羽出浦	
区第四千五百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1211号 佐伯市鶴見大字大島字船隠防波堤赤灯台	イ 基点第1211号から305度1.255メートルの点 ロ 基点第1211号から325度1.198メートルの点	佐伯市鶴見	

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(告五)

			ハ 基点第1211号 から337度487メ ートルの点 ニ 基点第1211号 から287度525メ ートルの点			佐伯市鶴見
第1種区画漁業 くろまぐる小割式 養殖業	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島の地先	イ、ロ、ハ、 ニ、ホ、へ及び イの各点を順次 に結んだ線によ って囲まれた区 域	基点第1211号 佐伯市鶴見大字 大島字船隠防波 堤赤灯台 イ 基点第1211号 から305度1,255 メートルの点 ロ 基点第1211号 から316度1,220 メートルの点 ハ 基点第1211号 から313度470メ ートルの点 ニ 基点第1211号 から302度482メ ートルの点 ホ 基点第1211号 から307度714メ ートルの点 へ 基点第1211号 から300度736メ ートルの点	(制限又は条件) 1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が11,775平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状：円形、規格：直径25メートル、台数：24台 2 当該区画漁業権及び区第4132号に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、合計で2,568尾を超えてはならない。なお、「天然種苗の活込尾数」とは、天然から採捕したくろまぐるを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入した時の、当該くろまぐるの尾数をいう。 3 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。	区第四百三十一号

<p>第1種区画漁業 くろまぐる小割式 養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>佐伯市鶴見大字大島の地先</p>	<p>基点第1071号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点第1071号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p>	<p>基点第1071号 佐伯市鶴見大字大島オオシクバエ西端の標識</p>	<p>イ 基点第1071号から214度135メートルの点 ロ 基点第1071号から157度430メートルの点 ハ 基点第1071号から150度402メートルの点 ニ 基点第1071号から160度210メートルの点 ホ 基点第1071号から140度197メートルの点</p>	<p>当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でない。</p>	<p>佐伯市鶴見大字大島及び大字地松浦206番地25</p>	
<p>第1種区画漁業 くろまぐる小割式 養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>佐伯市鶴見大字大島の地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p>	<p>基点第1211号 佐伯市鶴見大字大島宇船隠防波堤赤灯台</p>	<p>イ 基点第1211号から300度736メートルの点 ロ 基点第1211号から307度714メートルの点 ハ 基点第1211号から302度482メートルの点</p>	<p>当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でない。</p>	<p>佐伯市鶴見大字大島及び大字地松浦206番地25</p>	
<p>第1種区画漁業 くろまぐる小割式 養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>佐伯市鶴見大字大島の地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p>	<p>基点第1211号 佐伯市鶴見大字大島宇船隠防波堤赤灯台</p>	<p>イ 基点第1211号から300度736メートルの点 ロ 基点第1211号から307度714メートルの点 ハ 基点第1211号から302度482メートルの点</p>	<p>当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でない。</p>	<p>佐伯市鶴見大字大島及び大字地松浦206番地25</p>	

区第四千五百三十二号

区第四千五百三十三号

(制限又は条件)

1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が1,800平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
形状：正方形、規格：10メートル×10メートル、台数：18台

2 当該漁業権及び区第4131号に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、合計で2,568尾を超えてはならない。なお、「天然種苗の活込尾数」とは、天然から採捕したくろまぐるを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入した時の、当該くろまぐるの尾数をいう。

3 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。

区第四千五百三十四号	第1種区画漁業 くろまぐる小割式 養殖業	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大 字大島の地先	イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第1071号 佐伯市鶴見大字 大島オオシクバ エ西端の標識	イ 基点第1211号 から287度525× ートルの点 ロ 基点第1071号 から160度210× ートルの点 ハ 基点第1071号 から150度402× ートルの点 ニ 基点第1071号 から140度375× ートルの点 ハ 基点第1071号 から140度375× ートルの点 ニ 基点第1071号 から140度197× ートルの点	当該漁業権に係 る区画漁業で用い られる養殖用種苗 は、人工種苗でな くてはならない。	佐伯市鶴見 大字大島及 び大字地松 浦206番地 25	
区第四千三百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖 業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市米水津 大字小浦の地 先	基点第284 号、イ、ロ及び 基点第277号の 各点を順次に結 んだ線と最大高 潮時海岸線とに よって囲まれた 区域	基点第277号 佐伯市米水津大 字小浦字楠ノ浦 651番地の標識 基点第284号 佐伯市米水津大 字小浦字楠ノ浦 651番地の標識	イ 基点第284号 から佐伯市米水 津大字浦代浦元 越山頂上見通し 線上100×ト ルの点 ロ 基点第277号 から佐伯市米水 津大字浦代浦元 越山頂上見通し 線上60×ト ルの点		佐伯市米水 津大字小浦	
区第四千三百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖 業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市米水津 大字小浦の地 先	基点第284号 と基点第282号 を結んだ線と最 大高潮時海岸線 から50メートル の線とによって 囲まれた区域	基点第282号 佐伯市米水津大 字小浦523番地 (小浦防波堤の 突端)の標識 基点第284号 佐伯市米水津大 字小浦字楠ノ浦 651番地の標識			佐伯市米水 津大字小浦	

第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市米水津大字竹野浦の地先	基点第280号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点第1216号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域	基点第278号 佐伯市米水津大字浦代浦字平間2番地の標識	イ 基点第280号から273度80メートルの点 ロ 基点第278号から基点第285号見通し線上350メートルの点 ハ 基点第285号から基点第278号見通し線上400メートルの点 ニ 基点第1217号から311度120メートルの点 ホ 基点第1217号から311度185メートルの点 ヘ 基点第1216号から130度95メートルの点	佐伯市米水津大字及び大字小浦
第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市米水津大字浦代浦の地先	基点第278号、イ、ロ及び基点第309号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第278号 佐伯市米水津大字浦代浦字平間2番地の標識 基点第309号 佐伯市米水津大字浦代浦字うどの口120番地の標識 基点第1235号 佐伯市米水津大字浦代浦中ノ鼻の標識	イ 基点第278号から基点第1235号見通し線上110メートルの点 ロ 基点第309号から佐伯市米水津大字浦代浦愛宕橋西北端見通し線上150メートルの点	佐伯市米水津大字浦代浦

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(吉)六

三五

<p>第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>佐伯市米水津大字色利浦の地先</p>	<p>基点第275号、イ及び基点第1189号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p>	<p>基点第274号 佐伯市米水津大字宮野浦1番地2と同市米水津大字色利浦1268番地1との境界の標識 基点第275号 佐伯市米水津大字色利浦296番地(さざえ鼻の標識) 基点第1189号 佐伯市米水津大字色利浦1331番地1地先の物揚場北側基部の標識 基点第1198号 佐伯市米水津大字宮野浦旧新波止北側突堤の先端の標識</p>	<p>イ 基点第274号と基点第275号とを結んだ線と、基点第1189号と基点第1198号とを結んだ線との交点</p>	<p>佐伯市米水津大字色利浦</p>	<p>佐伯市米水津大字宮野浦</p>
<p>第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>佐伯市米水津大字宮野浦の地先</p>	<p>基点第272号、イ、ロ及び基点第1194号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p>	<p>基点第272号 佐伯市米水津大字宮野浦813番地(松切鼻の北端)の標識 基点第275号 佐伯市米水津大字色利浦296番地(さざえ鼻の標識) 基点第1194号 佐伯市米水津大字色利浦字内越浦1816番地の標識 基点第1195号 佐伯市米水津大字色利浦344番</p>	<p>イ 基点第272号から基点第275号見通し線上40メートルの点 ロ 基点第1194号から基点第1195号見通し線上360メートルの点</p>	<p>佐伯市米水津大字宮野浦</p>	<p>区第四千三百三十七号</p>

	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市米水津大字小浦の地先	基点第287号、イ、ロ及び基点第1137号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1235号 佐伯市米水津大字浦代浦中ノ鼻の標識	イ 基点第287号から基点第275号見通し線上100メートルの点 ロ 基点第1137号から基点第275号見通し線上290メートルの点		佐伯市米水津大字小浦	
	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大字畑野浦の地先	基点第1190号、イ、ロ及び基点第271号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1137号 佐伯市米水津大字浦代浦字荒戸665番地2(中熊先端)の標識	イ 基点第1190号から佐伯市蒲江大字畑野浦つなとり鼻見通し線上240メートルの点 ロ 基点第271号から佐伯市蒲江大字畑野浦うそ水鼻見通し線上200メートルの点		佐伯市蒲江大字畑野浦及び大字楠本浦	
	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大字畑野浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第186号 佐伯市蒲江大字西野浦芋崎の標識 基点第271号 佐伯市蒲江大字畑野浦赤ばえ鼻	イ 基点第271号から基点第186号見通し線上380メートルの点 ロ 基点第271号		佐伯市蒲江大字畑野浦及び大字楠本浦	

区第四千三百四十一号

区第四千四百三十号

<p>区第四千四百三十一号</p>			<p>の西端の標識</p> <p>基点第1096号 佐伯市蒲江大字 畑野浦3156番地 1の標識</p>	<p>イ 基点第186号 見通し線上73 0メートルの点</p> <p>ハ 基点第1096号 から146度30分 1,170メートルの 点</p> <p>ニ 基点第1096号 から150度810メ ートルの点</p>		<p>佐伯市蒲江 大字西野浦 及び大字竹 野浦河内</p>
<p>第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖 業を除く。)</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>佐伯市蒲江大 字西野浦の地 先</p>	<p>イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域</p> <p>基点第182号 佐伯市米水津と 同市蒲江との境 界(地黒島西 端)</p> <p>基点第237号 佐伯市蒲江大字 西野浦字芋崎 2897番地A(茅 場の下)の標識</p> <p>基点第1142号 佐伯市蒲江大字 西野浦字芋崎 2897番地C(七 ッばえの島)の 標識</p>	<p>イ 基点第237号 から基点第182 号見通し線上70 0メートルの点</p> <p>ロ 基点第237号 から基点第182 号見通し線上 1,100メートルの 点</p> <p>ハ 基点第1142号 から佐伯市蒲江 大字畑野浦字沖 黒島水取ばえ東 端見通し線上 1,100メートルの 点</p> <p>ニ 基点第1142号 から佐伯市蒲江 大字畑野浦字沖 黒島水取ばえ東 端見通し線上70 0メートルの点</p>		

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(告示)

第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	6月1日から10月31日まで	佐伯市蒲江大字 畑野浦の地 先	基点第1243号、イ、ロ、基点第1240号を結んだ線と基点第1241号と基点第1242号を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域であって、ハ、ニ、ホ、ヘ及びハの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1239号 佐伯市蒲江大字 畑野浦下り松鼻の防波堤根基の標識	イ 基点第1243号から基点第1240号見通し線上50メートルの点		佐伯市蒲江大字畑野浦及び大字楠本浦	
第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	6月1日から10月31日まで	佐伯市蒲江大字 西野浦の地 先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1244号 佐伯市蒲江大字 西野浦大分県漁協下入津支店荷捌所北東端角の標識	イ 基点第1244号から31.5度940メートルの点 ロ 基点第1244号から320度1,830メートルの点 ハ 基点第1244号		佐伯市蒲江大字西野浦及び大字竹野浦河内	
区第四千四百三十四号				基点第1242号 佐伯市蒲江大字 畑野浦字宮地ヶ浦12番地の標識	ホ 基点第1242号から基点第1241号見通し線上350メートルの点 ヘ 基点第1242号から基点第1241号見通し線上250メートルの点			
区第四千四百三十五号				基点第1241号 佐伯市蒲江大字 畑野浦字釜ノ浦ウシケ鼻の先端の標識	ハ 基点第1239号から基点第1240号見通し線上250メートルの点 ニ 基点第1239号から基点第1240号見通し線上350メートルの点			

区第四千五百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦屋形島の地先	基点第1231号、イ、ロ及び基点第845号の各点を順次に結んだ線と屋形島漁港東防波堤と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第845号 佐伯市蒲江大字蒲江浦屋形島消波堤ベンチマーク 基点第1231号 佐伯市蒲江大字蒲江浦屋形島漁港沖防波堤の標識	イ 基点第1231号から21度55.0メートルの点 ロ 基点第845号から30度83.0メートルの点	水底線路の敷設及び維持修理作業を拒んではならぬ。 い。	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪申浦	
区第四千五百三十二号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦(カバナネ)の地先	基点第1073号、イ及び基点第1074号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第516号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字米ツク4628番地の標識 基点第1073号 佐伯市蒲江浦江漁港沖防波堤灯台 基点第1074号 佐伯市蒲江雀ばえ鼻の白灯台	イ 基点第1074号から基点第516号見通し線上35.0メートルの点		佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪申浦	
区第四千五百三十三号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦屋形島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1072号 佐伯市蒲江屋形島赤ばえの小ハばえの標識	イ 基点第1072号から180度73.0メートルの点 ロ 基点第1072号から180度1.570メートルの点 ハ 基点第1072号から158度1.680メートルの点		佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪申浦	

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(告示)

区第四千五百二十四号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦屋形島の地先	基点第769号、イ、ロ及び基点第1256号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第769号 佐伯市蒲江大字蒲江浦屋形島漁港の西防波堤の突端 基点第1256号 佐伯市蒲江蒲江浦3237番地曲がり角の標識	イ 基点第769号から14度55分メートルの点 ロ 基点第1256号から14度42分メートルの点		佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	
区第四千六百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大字丸市尾浦の地先	基点第840号、イ、ロ及び基点第1258号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第204号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦日の浦しんぞう鼻先端の標識 基点第207号 佐伯市蒲江大字葛原浦なでの鼻先端 基点第840号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦1番地の標識 (畑の尻鼻) 基点第841号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦2番地の標識 (田尾の下) 基点第1258号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦大ヨケ鼻先端の標識	イ 基点第840号から基点第207号見通し線上200メートルの点 ロ 基点第1258号と基点第204号とを結んだ線とイの点と基点第841号から基点第204号見通し線上180メートルの点とを結んだ線の交点		佐伯市蒲江大字丸市尾浦、大字葛原浦及び大字波当津浦	
区第四千六百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大字森崎浦の地先	基点第842号、イ及び基点第1077号の各点を順次に結んだ	基点第842号 佐伯市蒲江大字森崎浦鵜養鼻の標識	イ 基点第1077号から佐伯市蒲江ヤモンバエ鼻見通し線上300メートルの点		佐伯市蒲江大字森崎浦	

	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまづろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大字丸市尾浦の地先	線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1077号 佐伯市蒲江大字森崎浦名護屋鼻東端の標識	ートルの点		佐伯市蒲江大字丸市尾浦、大字葛原浦及び大字波当津浦
区第四千六百三十二号				イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第204号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦日の浦しんぞう鼻先端の標識	イ 基点第204号から基点第841号見通し線上100メートルの点 ロ 基点第204号から基点第841号見通し線上300メートルの点 ハ 基点第205号から佐伯市蒲江大字丸市尾浦小網代鼻見通し線上300メートルの点 ニ 基点第205号から佐伯市蒲江大字丸市尾浦小網代鼻見通し線上100メートルの点		
区第四千六百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまづろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大字森崎浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1077号 佐伯市蒲江大字森崎浦名護屋鼻東端の標識	イ 基点第1077号から130度440メートルの点 ロ 基点第1077号から195度470メートルの点 ハ 基点第1077号から169度1,200メートルの点 ニ 基点第1077号		佐伯市蒲江大字森崎浦

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(告示)

四三

	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	国東市国見町 竹田津の地先	基点第1260号、イ、ロ、ハ及び基点第1260号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1260号 国東市国見町竹田津柱崎の標識	イ 基点第1260号から229度535メートルの点 ロ 基点第1260号から276度980メートルの点 ハ 基点第1260号から321度495メートルの点		国東市国見町	
	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	国東市国見町 小熊毛の地先	基点第1274号、イ、ロ及び基点第1275号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1273号 国東市国見町小熊毛2912番地14面木漁港陸側南東角 基点第1274号 国東市国見町小熊毛2892番地2面木漁港防波堤の標識 基点第1275号 国東市国見町小熊毛2713番地1小熊毛川河口護岸境目	イ 基点第1273号から基点第1278号見通し線と基点第1279号から基点第1276号見通し線の交点 ロ 基点第1275号から基点第1277号見通し線と基点第1279号から基点第1276号見通し線の交点		国東市国見町	
					基点第1276号 国東市国見町熊毛小学校北東側の大熊毛川河口護岸境目 基点第1277号 国東市国見町大熊毛川河口右岸コンクリート堤防突端の先端南側角				

区第七百四十号

区第七百四十二号

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(告五)

四五

区第九百四十号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	国東市国東町 北江の地先	基点第1281号、イ、ロ及び基点第1280号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1280号 国東市国東町北江3386番地6サ イクリングロー 下護岸端	イ 基点第1281号から54度30分159メートルの点 ロ 基点第1280号から61度16分166メートルの点		国東市国東町及び武蔵町	
区第九百四十一号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	国東市国東町 重藤の地先	基点第77号、イ、ロ及び基点第1264号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第77号 国東市国東町と国東市武蔵町との境界 基点第1264号 国東市国東町治郎丸川河口左岸南東端角	イ 基点第77号から85度57分2.381メートルの点 ロ 基点第1264号から87度20分1847メートルの点		国東市国東町	
区第千四十号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	国東市武蔵町 池ノ内の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第77号 国東市国東町と国東市武蔵町との境界	イ 基点第77号から86度52分788メートルの点 ロ 基点第77号から88度41分1.891メートルの点 ハ 基点第77号から129度24分2.446メートルの点 ニ 基点第77号か		国東市武蔵町	

	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	国東市武蔵町 池ノ内の地先	イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第77号 国東市国東町と同 市武蔵町との境界	イ 基点第77号か ら160度56分 2.561メートルの 点 ロ 基点第77号か ら142度01分 3.072メートルの 点 ハ 基点第77号か ら149度25分 3.716メートルの 点 ニ 基点第77号か ら165度21分 3.307メートルの 点		国東市武蔵 町	
	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	国東市安岐町 塩屋の地先	イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第79号 国東市と杵築市と の境界	イ 基点第79号か ら54度18分1.383 メートルの点 ロ 基点第79号か ら80度38分2.031 メートルの点 ハ 基点第79号か ら108度20分 1.595メートルの 点 ニ 基点第79号か ら91度53分6.18 メートルの点		国東市安岐 町	

区第十四十一号

区第十四十号

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(告示)

四七

<p>第1種区画漁業 かき養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>杵築市大字守江の地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p>	<p>基点第56号 杵築市大字守江あまむら橋南側の東端の標識</p>	<p>イ 基点第56号から247度380メートルの点 ロ 基点第56号から219度30分1.225メートルの点 ハ 基点第56号から189度1.007メートルの点 ニ 基点第56号から159度600メートルの点 ホ 基点第56号から144度410メートルの点 ヘ 基点第56号から180度135メートルの点</p>		<p>杵築市大字守江</p>	
<p>第1種区画漁業 かき養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>日出町大神の地先</p>	<p>基点第1282号、イ及び基点第1283号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p>	<p>基点第1282号 日出町大神571 1-85番地大神漁港燈籠番1号防波堤根基の標識 基点第1283号 日出町大神571 1-85番地大神漁港燈籠番2号防波堤先端の北側角 基点第1284号 日出町大神571 1-85番地大神漁港南側防波堤先端の北側角</p>	<p>イ 基点第1282号から基点第1284号見通し線と基点第1283号から基点第1285号見通し線の交点</p>	<p>日出町大神及び真那井</p>	<p>区第千五百四十号 区第千六百四十号</p>	

				基点第1285号 日出町大神571 1-85番地大神漁 港西側防波堤突 端の先端東側角					
	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	臼杵市大字下 ノ江の地先	イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第46号 臼杵市大字下ノ江 下ノ江灯台 基点第50号 臼杵市大字下ノ江 下ノ江防波堤の突 端の標識 基点第815号 臼杵市大字下ノ 江魚見鼻東端の 標識	イ 基点第50号か ら基点第815号 見通し線上130 メートルの点 ロ 基点第50号か ら基点第815号 見通し線上60メ ートルの点 ハ 基点第46号か ら源六ばえ見通 し線上60メー トルの点 ニ 基点第46号か ら源六ばえ見通 し線上120メー トルの点		臼杵市大字 下ノ江	
	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	臼杵市大字下 ノ江の地先	イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第50号 臼杵市大字下ノ江 下ノ江防波堤の突 端の標識 基点第52号 臼杵市大字下ノ江 字小浦と字宮山尾 との境界(暗渠中 央) 基点第815号 臼杵市大字下ノ 江魚見鼻東端の 標識	イ 基点第815号 から80度80メ ートルの点 ロ 基点第815号 から80度230メ ートルの点 ハ 基点第52号か ら基点第50号見 通し線上200メ ートルの点 ニ 基点第52号か ら基点第50号見 通し線上60メー		臼杵市大字 下ノ江	

区第二千六百四十二号

区第二千六百四十三号

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(告五)

区第三千五百四十号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	佐伯市大字片 神浦の地先	基点第1287号、イ、ロ及び基点第1288号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1287号 佐伯市大字片神浦565番地3地先の標識 基点第1288号 佐伯市大字片神浦606番地地先の標識	イ 基点第1287号から270度110メートルの点 ロ 基点第1288号から270度110メートルの点			佐伯市大字片神浦	
区第四千四十号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字丹賀浦の地先	基点第471号、イ、ロ及び基点第1266号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第470号 佐伯市鶴見大字丹賀浦字岩屋2番地1（宇土崎小脇の鼻）の標識 基点第471号 佐伯市鶴見大字丹賀浦赤鼻の標識 基点第1266号 佐伯市鶴見大字丹賀浦黒岩の浜の標識	イ 基点第471号から佐伯市鶴見大字大島高手島東北端見通し線上300メートルの点 ロ 基点第470号とイの点とを結んだ線と基点第1266号から佐伯市鶴見大字大島高手島頂上見通し線の交点			佐伯市鶴見大字丹賀浦及び大字梶寄浦	
区第四千四十一号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字丹賀浦の地先	基点第173号、イ及び基点第469号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第173号 佐伯市鶴見大字丹賀浦女郎崎の標識 基点第177号 佐伯市鶴見大字大島字赤鼻603番地（赤鼻） 基点第469号 佐伯市鶴見大字丹賀浦503番地二ゴノ浦鼻の標識	イ 基点第469号から基点第177号見通し線上200メートルの点			佐伯市鶴見大字丹賀浦及び大字梶寄浦	

<p>第1種区画漁業 かき養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>佐伯市蒲江大字猪串浦の地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p>	<p>基点第1267号 佐伯市蒲江大字猪串浦竹の浦橋西の護岸角の標識</p>	<p>イ 基点第1267号から221度335メートルの点 ロ 基点第1267号から234度289メートルの点 ハ 基点第1267号から214度148メートルの点 ニ 基点第1267号から198度218メートルの点</p>	<p>佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦</p>	
<p>第1種区画漁業 かき養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>佐伯市蒲江大字猪串浦の地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p>	<p>基点第220号 佐伯市蒲江大字猪串浦字長崎山128番地3（ふくとう鼻）の標識</p> <p>基点第221号 佐伯市蒲江大字猪串浦字古猪串11番地（赤子島西端）の標識</p> <p>基点第222号 佐伯市蒲江大字猪串浦字わきあがり3番地（わきあがり鼻）の標識</p>	<p>イ 基点第220号から220度400メートルの点 ロ 基点第220号から基点第221号見通し線上250メートルの点 ハ 基点第221号から基点第220号見通し線上50メートルの点 ニ 基点第222号から基点第220号見通し線上150メートルの点</p>	<p>佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦</p>	

平成三十年五月二十五日

大分県報号外（告示）

<p>第1種区画漁業 かき養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>佐伯市蒲江大字蒲江浦屋形島の地先</p>	<p>基点第1255号、イ、ロ及び基点第772号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p>	<p>基点第226号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字米ツク4632番地1(よそいち鼻)の標識 基点第772号 佐伯市蒲江大字蒲江浦屋形島保夫鼻船着場ヤード東端</p>	<p>イ 基点第1255号から8度380メートルの点 ロ 基点第772号から基点第226号見通し線上280メートルの点</p>	<p>佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦</p>	
<p>第1種区画漁業 かき養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>佐伯市蒲江大字森崎浦の地先</p>	<p>基点第842号、イ及び基点第1257号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p>	<p>基点第214号 佐伯市蒲江大字森崎浦松ヶ鼻の標識 基点第842号 佐伯市蒲江大字森崎浦鵜養鼻の標識 基点第1257号 佐伯市蒲江大字森崎浦岸の浦の中鼻突端の標識</p>	<p>イ 基点第842号から基点第214号見通し線上500メートルの点</p>	<p>佐伯市蒲江大字森崎浦</p>	
<p>第1種区画漁業 かき養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>佐伯市蒲江大字丸尾浦の地先</p>	<p>基点第841号、イ、ロ及び基点第1258号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p>	<p>基点第204号 佐伯市蒲江大字丸尾浦日の浦しんぞう鼻先端の標識 基点第207号 佐伯市蒲江大字葛原浦なでの鼻先端 基点第840号 佐伯市蒲江大字</p>	<p>イ 基点第841号から基点第204号見通し線上180メートルの点 ロ 基点第1258号と基点第204号とを結んだ線とイの点と基点第840号から基点第207号見通し</p>	<p>佐伯市蒲江大字丸尾浦</p>	

		<p>佐伯市蒲江大字蒲江浦字小蒲江の地先</p>	<p>基点第223号、イ、ロ及び基点第224号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p>	<p>基点第1265号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ558番地3の標識</p> <p>基点第223号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字赤石5091番地(えびあじろ鼻)の標識</p> <p>基点第224号 佐伯市蒲江大字蒲江浦小蒲江漁港新防波堤の根基の標識</p> <p>基点第225号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字米ツク4634番地(よこあじろ鼻)の標識</p> <p>基点第226号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字米ツク4632番地1(よそいち鼻)の標識</p>	<p>ロ 基点第1041号から佐伯市鶴見大字中越浦字宇土鳥頂上見通し線と180メートルの点と基点第1042号から同市上浦大字最勝海浦高平山頂上見通し線と300メートルを結んだ線と基点第1265号から同見通し線の交点</p> <p>イ 基点第223号から基点第226号見通し線と200メートルの点</p> <p>ロ 基点第224号から基点第225号見通し線と150メートルの点</p>	<p>漁場面積1,800㎡あたり成貝3,000個以内とする。</p>	<p>佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦</p>	
<p>第1種区画漁業 ひおうぎかい養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>							

区第四千五百五十一号

<p>第1種区画漁業 ひおうぎかき、養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>佐伯市蒲江大字蒲江浦字小蒲江の地先</p>	<p>基点第225号、イ、ロ及び基点第1075号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p>	<p>基点第224号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字小蒲江漁港新防波堤の根基の標識</p> <p>基点第225号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字米ツク4634番地（よこあじろ鼻）の標識</p> <p>基点第515号 佐伯市蒲江大字猪串浦1番地の標識</p> <p>基点第1075号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字米ツク沖クジラ鼻の付根の標識</p>	<p>イ 基点第225号から基点第224号見通し線上100メートルの点</p> <p>ロ 基点第1075号から基点第515号見通し線上350メートルの点</p>	<p>漁場面積1,800㎡あたり成貝3,000個以内とする。</p>	<p>佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦</p>
<p>第1種区画漁業 かき、あかかき、いがい、養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>豊後高田市呉崎の地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p>	<p>基点第64号 豊後高田市西国東干拓第二工区北東端</p>	<p>イ 基点第64号から295度6分2.330メートルの点</p> <p>ロ 基点第64号から282度42分2.120メートルの点</p> <p>ハ 基点第64号から287度24分1.740メートルの点</p> <p>ニ 基点第64号から301度18分1.980メートルの点</p>	<p>豊後高田市（中真玉、西真玉、大平、城前、大岩屋、黒土、臼野、香々地、見目、上香々地、夷、小畑、堅来及び羽根を除く。）</p>	

区第四千五百五十一号

区第四百六十一号

<p>第1種区画漁業 あかかひい養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>豊後高田市臼野の地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p>	<p>基点第65号 豊後高田市臼野と 同市堅来との境界 の標識</p>	<p>イ 基点第65号から247度30分3700メートルの点 ロ 基点第65号から275度30分2275メートルの点 ハ 基点第65号から263度30分1725メートルの点 ニ 基点第65号から238度3400メートルの点</p>		<p>豊後高田市 中真玉、西 真玉、大 平、城前、 大岩屋、黒 土及び臼野</p>	
<p>第1種区画漁業 あかかひい養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>豊後高田市堅来の地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p>	<p>基点第65号 豊後高田市臼野と 同市堅来との境界 の標識</p>	<p>イ 基点第65号から0度30分120メートルの点 ロ 基点第65号から331度570メートルの点 ハ 基点第65号から14度1020メートルの点 ニ 基点第65号から37度30分820メートルの点</p>		<p>豊後高田市 香々地、見 目、上香々 地、夷、小 畑、堅来及 び羽根</p>	
<p>第1種区画漁業 あかかひい養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>豊後高田市香々地の地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p>	<p>基点第65号 豊後高田市臼野と 同市堅来との境界 の標識</p>	<p>イ 基点第65号から339度1770メートルの点 ロ 基点第65号から336度30分の点</p>		<p>豊後高田市 香々地、見 目、上香々 地、夷、小 畑、堅来及 び羽根</p>	

区第五百六十一号

区第五百六十号

区第六百六十一号					2.170メートルの点 ハ 基点第65号から4度2750メートルの点 ニ 基点第65号から9度2400メートルの点			
第1種区画漁業 あわび、わかめ、 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	大分市大字佐賀関及び大字白木の地先	基点第138号、イ及び基点第101号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域	基点第101号 大分市大字白木玉井崎の標識 基点第138号 大分市大字佐賀関島ヶ崎突堤の根基の標識	イ 基点第101号から95度300メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	
第1種区画漁業 あわび、ひおうぎ がい、かき養殖業	1月1日から12月31日まで	大分市大字一尺屋の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1057号 大分市大字一尺屋3796番地地先の護岸の標識 基点第1058号 大分市大字一尺屋4293番地の標識	イ 基点第1057号から大分市大字一尺屋筏島中の島頂上見通し線上120メートルの点 ロ 基点第1057号から大分市大字一尺屋筏島中の島頂上見通し線上350メートルの点 ハ 基点第1058号から大分市大字一尺屋筏島中の島頂上見通し線上480メートルの点	漁場面積1,800㎡あたり成貝3,000個以内とする。(ひおうぎがいがい養殖業に限る。)	大分市大字一尺屋	

区第二千四百六十一号

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(告示)

五七

	第1種区画漁業 うに、あわび、 ひおうぎかい養殖業	1月1日から12月31日まで	臼杵市大字佐志生の地先	基点第680号、イ、ロ及び基点第1100号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域	基点第113号 臼杵市大字深江飛潮鼻の標識 基点第680号 臼杵市大字佐志生字楠ヶ迫2の4009番地の1の標識 基点第811号 臼杵市大字佐志生字黒島平ばえの標識 基点第1100号 臼杵市大字佐志生字釜浦の市道佐志生本線擁壁上の標識	イ 基点第1057号から190度210メートルの点 ロ 基点第680号から基点第113号見通し線上150メートルの点 ハ 基点第1100号から基点第811号見通し線上220メートルの点	漁場面積1,800㎡あたり成貝3,000個以内とする。(ひおうぎかい養殖業に限る。)	臼杵市大字佐志生	
	第1種区画漁業 あわび、わかめ、 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	臼杵市大字佐志生の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第113号 臼杵市大字深江飛潮鼻の標識 基点第811号 臼杵市大字佐志生字黒島平ばえの標識 基点第1196号 臼杵市大字佐志生字黒島南端の標識	イ 基点第811号から沖無垢島北端見通し線上300メートルの点 ロ 基点第811号から沖無垢島北端見通し線上500メートルの点 ハ 基点第1196号から基点第113号見通し線上450メートルの点 ニ 基点第1196号から基点第113号見通し線上250メートルの点		臼杵市大字佐志生	
	区第二千五百六十一号								
	区第二千五百六十三号								

第1種区画漁業 あわび、さざえ養殖業	1月1日から12月31日まで	津久見市大字四浦字鳩浦の地先	基点第1115号、イ、ロ及び基点第1116号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1048号 津久見市大字四浦仙水島西端の標識	イ 基点第1115号から基点第1048号見通し線上30メートルの点		津久見市大字四浦字荒代及び字鳩浦
第2種区画漁業 あさり、かき養殖業	1月1日から12月31日まで	国東市国見町岐部の地先	基点第555号、イ及びロの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第555号 国東市国見町岐部字尾迫99番地1(一文字防波堤西端中央根基)の標識	イ 基点第555号から90度493メートルの点 ロ 基点第555号から142度15分10秒604メートルの点	港湾の維持管理その他保全のため公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	国東市国見町
第2種区画漁業 くるまえび養殖業	1月1日から12月31日まで	国東東郡姫島村字河瀬の地先	基点第1129号、イ、ロ及び基点第1130号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1129号 国東東郡姫島村字タルミ4571番地の2の標識 基点第1130号 国東東郡姫島村字河瀬4883番地の1の標識	イ 基点第1129号から122度70メートルの点 ロ 基点第1130号から139度115メートルの点		国東東郡姫島村
第3種区画漁業 あさり、はまぐり養殖業	1月1日から12月31日まで	中津市の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、基点第3号、ハ、ト、チ、リ、ヌ、ル及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1号 中津市大字角木御船岬の先端の標識 基点第2号 中津市大字米山米山海岸堤防の西端の標識 基点第3号 中津市大字田尻和間鼻西新開堤防の北西端の標識	イ 基点第1号から316度1,340メートルの点 ロ 基点第1号から336度30分2090メートルの点 ハ 基点第2号から8度2,000メートルの点		中津市小祝新町、字小祝、大字角木、下正路町、角木町、船頭町、船場町、片端町、大字大塚、大字牛神、大字東浜、大字大

平成三十年五月二十五日

大分県籍号外(五五)

五九

			<p>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びびりの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに</p>	<p>基点第5号 中津市大字今津干拓堤防の北東端の標識 基点第62号 中津市と宇佐市との境界の標識</p>	<p>トルの点 ニ 基点第3号から16度50分830メートルの点 ホ 基点第3号から356度30分480メートルの点 へ 基点第2号から54度310メートルの点 ト 基点第2号から31度30分570メートルの点 チ 基点第1号から29度20分540メートルの点 リ 基点第1号から16度20分100メートルの点 ヌ 基点第1号から286度250メートルの点 ル 基点第1号から297度30分830メートルの点</p>	<p>新田、大字田尻、大字是則、大字定留、大字諸田、大字全徳及び大字新瀬</p>	
<p>第3種区画漁業 あさり、はまぐり 養殖業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>中津市の地先</p>			<p>イ 基点第1238号から177度300メートルの点 ロ 基点第5号から328度1.275×</p>	<p>中津市大字田尻、大字是則、大字定留、大字今津、大字諸</p>	

<p>赤迫、大字 鍋島及び大 字犬丸</p>	<p>一トルの点 ハ 基点第5号か ら53度720メー トルの点 ニ 基点第5号か ら36度30分1.140 メートルの点 ホ 基点第5号か ら45度1.270メー トルの点 ヘ 基点第5号か ら73度30分970 メートルの点 ト 基点第62号か ら14度30分1.380 メートルの点 チ 基点第62号か ら14度30分2.25 メートルの点 リ 基点第5号か ら195度50分395 メートルの点</p>	<p>中津市中津港東 側防波堤の標識 (防波堤北東端 角から600メー トルの点)</p>	<p>基点第1238号</p>	<p>よって囲まれた 区域</p>	<p>イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域</p>	<p>宇佐市柳ヶ浦 の地先</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>第3種区画漁業 あさり、はまぐり 養殖業</p>	<p>区第二百八十一号</p>
<p>宇佐市大字 江須賀、大 字住江、大 字神子山新 田、大字高 砂新田、大 字順風新 田、貴船 町、子安 吉</p>	<p>基点第8号か ら281度53分 1.050メートルの 点 ロ 基点第8号か ら305度40分 1.385メートルの 点</p>	<p>宇佐市大字住江舟 才樋門階段西角の 標識</p>	<p>基点第8号</p>	<p>イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域</p>	<p>宇佐市柳ヶ浦 の地先</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>第3種区画漁業 あさり、はまぐり 養殖業</p>	<p>区第四百八十号</p>	

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(告示)

								町、沖須 町、大字下 乙女及び大 字郡中新田	
								宇佐市大字 長洲	
	第3種区画漁業 あさり、はまぐり 養殖業	1月1日から12月31日まで	宇佐市大字長 洲の地先	イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第1035号 宇佐市大字長洲 長洲漁港（新 港）の北東端角 の標識	イ 基点第1035号 から14度140メ ートルの点 ロ 基点第1035号 から9度30分590 メートルの点 ハ 基点第1035号 から73度1350メ ートルの点 ニ 基点第1035号 から92度30分 1225メートルの 点			
	第3種区画漁業 あさり、はまぐり 養殖業	1月1日から12月31日まで	宇佐市和間の 地先	イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第6号 宇佐市大字久兵衛 新田八番塩浜東導 流堤から東へ35.6メ ートルの点の標識 基点第1236号 宇佐市大字岩保 新田和間漁港防 波堤北西端角の 標識	イ 基点第1236号 から358度235メ ートルの点 ロ 基点第1236号 から358度635メ ートルの点 ハ 基点第6号か ら341度1,000メ ートルの点 ニ 基点第6号か ら341度500メー トルの点		宇佐市大字 蟻木、大字 松崎、大字 西大堀、大 字佐々礼、 大字岩保新 田、大字久 兵衛新田、 大字北鶴田 新田及び大 字南鶴田新 田	

区第四百八十二号

区第四百八十一号

第3種区画漁業 あさり、はまぐり 養殖業	1月1日から12月31日まで	豊後高田市呉 崎の地先	イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第6号 宇佐市大字久兵衛 新田八幡浜東導 流堤から東へ35.6 メートルの点の標 識	イ 基点第6号か ら342度1.130メ ートルの点 ロ 基点第6号か ら342度1.790メ ートルの点 ハ 基点第13号か ら342度1.820メ ートルの点 ニ 基点第13号か ら342度1.180メ ートルの点	豊後高田市 (中真玉、大 平、城前、 大岩屋、黒 土、臼野、 香々地、見 目、上香々 地、夷、小 畑、堅来及 び羽根を除 く。)	
第3種区画漁業 あさり、はまぐり 養殖業	1月1日から12月31日まで	豊後高田市呉 崎の地先	イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第707号 豊後高田市高田 港灯台	イ 基点第707号 から216度445メ ートルの点 ロ 基点第707号 から267度30分 460メートルの 点 ハ 基点第707号 から336度45分 80メートルの点 ニ 基点第707号 から185度305メ ートルの点	豊後高田市 (中真玉、大 平、城前、 大岩屋、黒 土、臼野、 香々地、見 目、上香々 地、夷、小 畑、堅来及 び羽根を除 く。)	
第3種区画漁業 あさり、はまぐり 養殖業	1月1日から12月31日まで	豊後高田市中 真玉の地先	イ、ロ、ハ、 ニ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第708号 豊後高田市小松 原4270番地2 (防波堤の突 端)の標識	イ 基点第708号 から347度30分 460メートルの 点 ロ 基点第708号 から21度240メ ートルの点	豊後高田市 中真玉、西 平、城前、 大岩屋、黒 土及び臼野	

平成三十年五月二十五日

大分県報号外(告示)

六三三

ハ 基点第805号
から126度30分
700メートルの
点
ニ 基点第805号
から118度410メ
ートルの点

※角度の表示は全て真方位とする。

大分県告示第三百五十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、定置漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定めた。

平成三十年五月二十五日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 漁場計画番号

別表のとおり

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類及び名称

別表のとおり

2 漁業の時期

別表のとおり

3 漁場の位置

別表のとおり

4 漁場の区域

別表のとおり

三 制限又は条件

別表のとおり

四 免許予定日

平成三十一年一月一日

五 申請期間

平成三十年七月二日から

平成三十年七月二十日まで

六 地元地区

別表のとおり

七 存続期間

別表のとおり

平成三十年五月二十五日

大分県報号外（告示）

六五

別表

漁場計画番号	免	許	の	内	容	た	る	漁		事	項	制限又は条件	地元地区	存続期間
								場	区					
定置漁業	漁業の種類及び称	1月1日から12月31日まで			佐伯市蒲江大字蒲江屋形島の地先	基点第1207号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点第1207号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1207号	基点第1207号	佐伯市蒲江大字蒲江浦3237番地1(屋形島後)の標識	イ 基点第1207号から166度18分の440メートルの点 ロ 基点第1207号から146度24分の507メートルの点 ハ 基点第1207号から150度11分の578メートルの点 ニ 基点第1207号から179度3分の517メートルの点 ホ 基点第1207号から177度20分の431メートルの点 ヘ 基点第1207号から167度57分の438メートルの点	イ 基点第1207号から58度28分32.6メートルの点	船舶の航行を妨げてはならない。	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪申浦	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで
定置漁業		1月1日から12月31日まで			佐伯市蒲江大字蒲江浦深島の地先	基点第1245号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点第1245	基点第1245号	佐伯市蒲江大字蒲江浦3245番地(深島東側・上の浜)の標識				船舶の航行を妨げてはならない。	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪申浦	平成31年1月1日から平成35年12月31

定 第 五 号

			<p>号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p>		<p>ロ 基点第1245号から34度45分40.0メートルの点 ハ 基点第1245号から40度53分44.8メートルの点 ニ 基点第1245号から84度42分39.0メートルの点 ホ 基点第1245号から91度07分33.4メートルの点 ヘ 基点第1245号から61度56分32.2メートルの点</p>			<p>日まで</p>	
<p>※角度の表示は全て真方位とする。</p>									

定 第 七 号